

名称	地域間幹線バス部会	
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・道路運送法（昭和26年法律第183号）に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者の路線（市町村の地域公共交通会議等において協議対象となる路線を除く。）の改廃等に関する協議 ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付け国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）第7条第2項に定める書類の作成、地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の実施及び評価に関すること。 	
委員	所属	役職
	国土交通省九州運輸局宮崎運輸支局	支局長
	宮崎県市長会	会長
	宮崎県町村会	会長
	一般社団法人宮崎県バス協会	会長
	宮崎交通株式会社	代表取締役
	宮崎地域分科会	会長
	都城地域分科会	会長
	延岡・西臼杵地域分科会	会長
	日南地域分科会	会長
	小林地域分科会	会長
	日向・東臼杵地域分科会	会長
	西都地域分科会	会長
	宮崎県総合政策部	部長